

# 北海道公立高等学校等就学支援金

## 対象

道内公立高等学校（全日制・定時制・通信制課程）又は中等教育学校（後期課程）に在学中で、日本国内に住所を有する方。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は48月）を超えた方
- ・保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上の方

## 【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算



※年収目安は、保護者2人・高校生・中学生の4人家族で、保護者の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収目安は変わるのでご注意ください。

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



## 支給額

公立高校に通う生徒：授業料相当額・・・公立高校は授業料負担が実質0円になります。

## 問合せ先

・道立高等学校等について、詳しい手続や不明な点がございましたら、在籍する学校の事務担当者又は学校のある管内の教育局の道立学校運営支援室までお問い合わせください。

管内	教育局電話番号	管内	教育局電話番号	管内	教育局電話番号
空知	0126-20-0193	石狩	011-204-5911	後志	0136-23-1977
胆振	0143-24-5550	日高	0146-22-9485	渡島	0138-47-9581
檜山	0139-52-6529	上川	0166-46-4943	留萌	0164-42-8765
宗谷	0462-33-5363	ホーツク	0152-67-5628	十勝	0155-26-9238
釧路	0154-43-9274	根室	0153-24-5829		

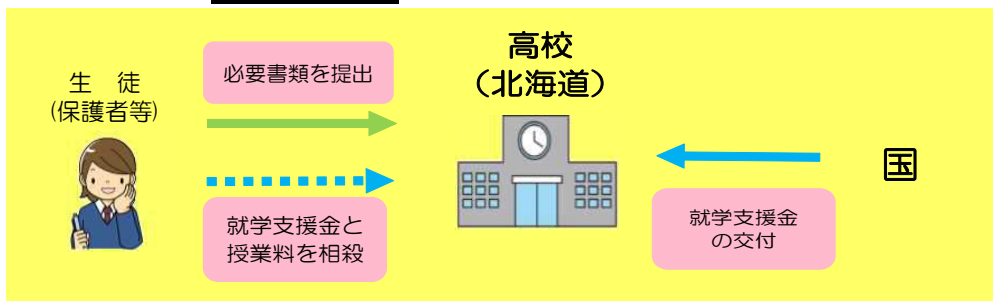
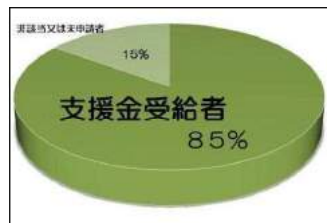
・市町村民立高等学校については、在籍する学校の事務担当者又は道教育庁学校教育局高校教育課学校制度係（電話011-204-5760）までお問い合わせください。

# 高等学校等就学支援金

について

## 〔制度の概要〕

- 保護者の所得が一定未満の場合、**国が授業料を負担**します。
- 約85%**の方が受けています。
- 奨学金制度ではなく、返済は不要**です。
- 受給には**申請が必要**です。



## 〔目次〕

1	どんな人が対象なの？	P 1
2	「保護者等」は誰を指すの？	P 1
3	認定基準額は何で確認できるの？	P 2
4	手続きの方法は？	P 2
5	課税証明書等でも申請ができるの？	P 2
6	申請をしない場合はどうするの？	P 2
7	「個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書」の記載の仕方は？	
	(表面)	P 3
	(裏面)	P 4

## 1 どんな人が対象なの？

次の条件を満たす方が対象となります。

- ①高等学校等を**卒業又は修了していない**
- ②高等学校等の通算在学期間が**36月**（定時制・通信制は**48月**）を**超えていない**
- ③**保護者等の市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額の合計が304,200円未満**である世帯

※ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1から3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものです。

## 2 「保護者等」は誰を指すの？

原則として、**両親**のことを指します。  
ただし、次の点に留意してください。

事 由	取 扱 い
・両親が離婚した場合	・ <u>親権がない親は保護者等に含まれません。</u>
・両親のうち、 <b>ドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待、失踪などのやむを得ない理由により生徒の就学に必要な経費の負担を求めることが困難な親</b> がいる場合	・当該親は <b>保護者等に含まれません。</b>
・ <b>継父（継母）</b> の場合	・生徒と養子縁組を行っていない限り、 <b>保護者等に含まれません。</b>

※判断が難しい場合は、学校へお問い合わせください。

### 3 認定基準は何で確認できるの？

高等学校等就学支援金に係る認定基準が令和2年7月から変更となります。

認定基準額については、特別徴収税額の決定通知書および市・道民税の納税通知書ではなく、「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」を記載した「課税証明書」で確認できます。詳しくは、別紙「高等学校等就学支援金等に係る認定書類（課税証明書）について」をご覧ください。

※税の申告を行っていない場合は、所得確認ができず、認定の遅れの原因となるため、あらかじめ申告手続きを行ってください。

### 4 手続きの方法は？

① パソコンやスマートフォンから、高等学校等就学支援金申請システム（e-Shien）にログインし、申請してください。

※学校から配付されるログインID通知書に記載のID・パスワードを入力し、ログインしてください。

URL <https://www.e-shien.mext.go.jp/>

※申請方法の詳細は「申請者向け利用者マニュアル」をご覧ください。



② 「個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書」

に必要事項を記入の上、次の書類を添付し、学校に提出してください。

〔必ず添付する書類〕

・保護者等全員のマイナンバーが確認できる書類（次のいずれか）

- ① マイナンバーカードの写し
- ② マイナンバー通知カードの写し
- ③ マイナンバーが記載された住民票等の写し（原本）、住民票記載事項証明書

〔場合によって添付が必要な書類〕

（過去に就学支援金を受給している場合）

・高等学校等就学支援金資格消滅通知書 又は 高等学校等就学支援金支給実績証明書（主たる生計維持者が保護者等の場合）・生徒の健康保険証の写し

### 5 課税証明書等でも申請ができるの？

「個人番号利用目的同意書兼提供書」及びマイナンバーの提供は任意です。マイナンバーを提供されない場合には、「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」を記載した「課税証明書」でも申請が可能です。ただし、この場合、毎年の税額を確認するため、毎年7月に届出が必要です。

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（様式第1号）

に必要事項を記入の上、次の書類を添付し、学校に提出してください。

〔必ず添付する書類〕

- ・保護者等全員の「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」を記載した「課税証明書」
- ・生活保護受給証明書（1月1日現在受給していることを証明するもの）

〔場合によって添付が必要な書類〕

（過去に就学支援金を受給している場合）

- ・高等学校等就学支援金資格消滅通知書 又は 高等学校等就学支援金支給実績証明書（主たる生計維持者が保護者等の場合）
- ・生徒の健康保険証の写し

### 6 申請をしない場合はどうするの？

手続等は不要です。

就学支援金を申請しない場合（非対象者を含む）は、授業料の納付が必要となります。

インターネット接続環境がない場合や、手続き等で不明な点がありましたら学校へお問い合わせください。

# 7 「個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書」の記載の仕方は？

表面

別記様式

表面

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書

北海道教育委員会教育長 様

次の者は生徒在学中において、北海道教育庁学校教育局高校教育課が所管する次に掲げる該当事務に係る事務手続を処理するとき及び事務手続に必要な課税情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。

該当事務	【該当する事務にチェックしすること。】
<input checked="" type="checkbox"/>	①高等学校等就学支援金
<input checked="" type="checkbox"/>	②北海道公立高校生等奨学給付金
<input type="checkbox"/>	③北海道立高等学校授業料、寄宿舎使用料及び通信教育受講料の免除及び徴収猶予
<input type="checkbox"/>	④北海道公立高等学校校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付
<input type="checkbox"/>	⑤北海道立高等学校等学び直し支援金
<input type="checkbox"/>	⑥高等学校生徒遠距離通学費等補助金

1 生徒

学校	名称	北海道〇〇高等学校
	種類・課程・学科	全日制
	ログインID	an-shi-han「高等学校等就学支援金ログインID通知書」から転記 1234567
	学年・クラス、出席番号	1年〇組〇番
	氏名（ふりがな）	北海 太郎 （ ほっかい たろう ）

2 保護者等（同意者）

保護者等 （同意者） 〈A〉	続柄	父
	氏名（ふりがな）	北海 次郎 （ ほっかい じろう ）
	生年月日	昭和〇年〇月〇日
	住所	北海道〇〇市1条2丁目
保護者等 （同意者） 〈B〉	性別	男
	続柄	母
	氏名（ふりがな）	北海 花子 （ ほっかい はなこ ）
	生年月日	昭和〇年〇月〇日
	住所	北海道〇〇市1条2丁目
	性別	女

※提出に当たっては、次の①～⑥の番号確認書類のうちいずれかを添付すること。

①個人番号カードの写し（カバーを外し、表面及び裏面の写し）

②個人番号通知カードの写し（個人番号記載面の写し）

③個人番号記載の住民票の写し（原本）、住民票記載事項証明書等

※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

提出年月日を記入してください。

該当する事務にチェックをしてください。

就学支援金の申請に使用する場合

①『高等学校等就学支援金』にチェック

※ 就学支援金の申請の際に、既にこの書類を提出していれば、奨学給付金の手続きの時には提出を省略できます。

奨学給付金を申請する予定の方は

②『北海道公立高校生等奨学給付金』にもチェック

奨学給付金とは・・・

**生活保護受給世帯、住民税非課税世帯を対象**とした、

授業料以外の教育費（教科書費・修学旅行費など）を支援するための、返還の必要のない給付金です。

就学支援金の申請をする生徒について記入してください。

個人番号カード等の写し（裏面に貼付）を提出する保護者等について記入してください。

毎年7月頃、保護者等の所得情報が更新されるので、これに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、申請時に提出されたマイナンバーを利用し、確認作業を行うため、基本的に手続不要です。

※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、同意された事務に活用します。

表面と同様に、  
就学支援金の申請をする生徒について記入してください。

**※生徒のマイナンバー確認書類は添付不要です。**  
(課税額の確認対象が生徒本人である場合を除く。)

保護者等の番号確認書類の写しを貼付してください。

①個人番号カード（プラスチック製）の場合

表面に顔写真、氏名、住所、生年月日など  
裏面にマイナンバーなどが表示されているカード

カバーをはずして画面のコピーを貼り付けてください。

②個人番号通知カード  
(紙製のカード) の場合

表面にマイナンバー、氏名、  
住所等が表示されているカード

通知カードと  
個人番号交付申請書が  
1枚の紙となっていますので、  
通知カードの部分だけ(片面)  
コピーを貼り付けてください。

**※通知カードと住民票の情報が一致して  
いない場合は使用できません。**

③個人番号が記載された住民票の写し  
(原本) または住民票記載事項証明  
書をホチキス留めしてください。

忘れずに  
個人番号カード等の写しを提出する保護者等  
についてマイナンバーも記入してください。

添付する番号確認書類に  
チェックしてください。

個人番号カード(写)等貼付台紙

生徒	学年・クラス、出席番号 氏名(ふりがな)	1年口組口番 北海道 太郎 ( ほっかい たらう )
----	-------------------------	-------------------------------

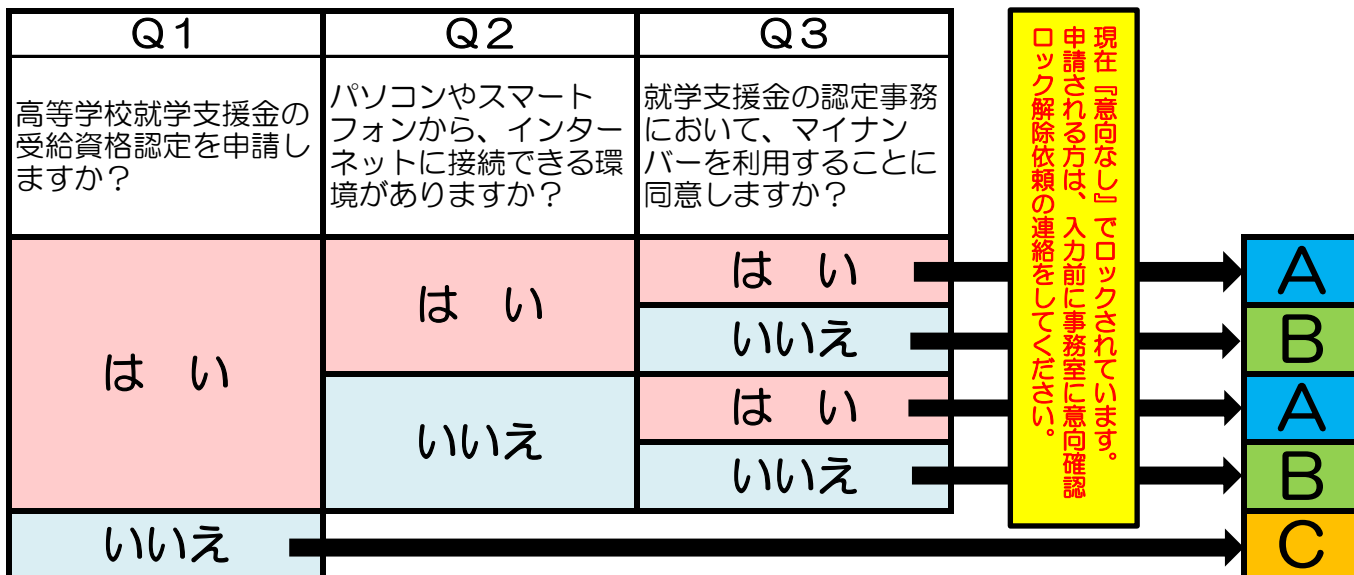


保護者等(同意者)氏名	続柄	個人番号(マイナンバー)											
(A) 北海道 太郎	父	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(B) 北海道 花子	母	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

保護者等(同意者)(A)、(B)のそれぞれ添付する番号確認書類①～③にチェック☑すること。

(A)	(B)	(①及び②は上記箇所に貼付、③は本書にホチキス止めすること。)
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①個人番号カードの写し(カバーを外し、表面及び裏面の写し)
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	②個人番号通知カードの写し(個人番号記載面の写し)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③個人番号記載の住民票の写し(原本)、住民票記載事項証明書等

# 1年次新規 高等学校等就学支援金受給資格認定申請 提出書類判定チャート



※下記の提出書類一覧を参照してください

## 提出書類一覧

A	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書</li> <li>●保護者等全員のマイナンバーが確認できる書類（次のいずれか）                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①マイナンバーカードの写し</li> <li>②マイナンバー通知カードの写し（氏名、住所等が住民票と一致して最新になっているもの）</li> <li>③マイナンバーが記載された住民票等</li> </ol> </li> </ul> <p>※e-Shienで申請の入力を必ず行ってから提出してください</p> <p>※チャートのQ2で「いいえ」と答えた方は、生徒本人が事務室のパソコンを使用してe-Shienで申請の入力を行ってください</p>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（様式第1号（その2））</li> <li>●次のいずれか                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①保護者等全員の課税標準額及び調整控除の額を記載した課税証明書</li> <li>②生活保護受給証明書（1月1日現在受給していることを証明するもの）</li> </ol> </li> </ul> <p>※e-Shienで申請の入力を必ず行ってから提出してください</p> <p>※チャートのQ2で「いいえ」と答えた方は、生徒本人が事務室のパソコンを使用してe-Shienで申請の入力を行ってください</p>
C	意向入力および提出書類はありません
備考	<p>〔該当する方のみ提出が必要な書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○過去に高等学校等就学支援金を受給していた場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒高等学校等就学支援金資格消滅通知書 又は 高等学校等就学支援金支給実績証明書</li> </ul> </li> <li>○親ではない方が保護者の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒生徒の健康保険証の写し</li> </ul> </li> </ul>

2・3年次新規 高等学校等就学支援金受給資格認定申請 提出書類判定チャート

Q1	Q2	Q3	Q4	
高等学校就学支援金の受給資格認定を申請しますか？	パソコンやスマートフォンから、インターネットに接続できる環境がありますか？	就学支援金の認定事務において、マイナンバーを利用することに同意しますか？	昨年『個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書』を提出していますか？	
はい	はい	はい	はい	A-1
		はい	いいえ	B
		いいえ	いいえ	C
	いいえ	はい	はい	A-2
		はい	いいえ	B
		いいえ	いいえ	C
いいえ				D

※下記の提出書類一覧を参照してください

提出書類一覧

A-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●e-Shienで申請の入力を行ってください</li> <li>※保護者等に変更がなければ、提出書類はありません</li> </ul>
A-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒本人が事務室のパソコンからe-Shienで申請の入力を行ってください</li> <li>※保護者等に変更がなければ、提出書類はありません</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書</li> <li>●保護者等全員のマイナンバーが確認できる書類（次のいずれか）                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①マイナンバーカードの写し</li> <li>②マイナンバー通知カードの写し（氏名、住所等が住民票と一致して最新になっているもの）</li> <li>③マイナンバーが記載された住民票等</li> </ol> </li> </ul> <p>※e-Shienで申請の入力を必ず行ってから提出してください                      ※チャートのQ2で「いいえ」と答えた方は、生徒本人が事務室のパソコンを使用してe-Shienで申請の入力を行ってください</p>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（様式第1号（その2））</li> <li>●次のいずれか                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①保護者等全員の課税標準額及び調整控除の額を記載した課税証明書</li> <li>②生活保護受給証明書（1月1日現在受給していることを証明するもの）</li> </ol> </li> </ul> <p>※e-Shienで申請の入力を必ず行ってから提出してください                      ※チャートのQ2で「いいえ」と答えた方は、生徒本人が事務室のパソコンを使用してe-Shienで申請の入力を行ってください</p>
D	意向入力および提出書類はありません
備考	<p>〔該当する方のみ提出が必要な書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○過去に高等学校等就学支援金を受給していた場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→高等学校等就学支援金資格消滅通知書 又は 高等学校等就学支援金支給実績証明書</li> </ul> </li> <li>○親ではない方が保護者の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→生徒の健康保険証の写し</li> </ul> </li> </ul> <p>Oe-Shienに入力されているデータに間違いがないかを必ずご確認ください。                      ○保護者等に変更があった場合や、前年の1月1日現在の課税地から本年の1月1日現在の課税地に変更があった場合は、e-Shienで変更の届出を行ってください。（詳しくは『高等学校等就学支援金オンライン申請システムe-Shien申請者向け利用マニュアル』P15～P21を参照してください。</p>

## 高等学校等就学支援金等に係る認定書類(課税証明書)について

高等学校等就学支援金に係る認定基準が令和2年7月から次のとおり変更となります。

### 1 認定基準の変更内容

【変更前（令和2年6月まで）】  
道府県民税所得割額 + 市町村民税所得割額 < 507,000円

【変更後（令和2年7月以降）】  
市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 < 304,200円

### 2 課税証明書を発行してもらう際の留意事項

令和2年7月からは、支援金等の提出書類として課税証明書を発行してもらう際、備考欄に**課税標準額及び調整控除の額を記載した課税証明書**を発行してもらうことになります。なお、札幌市ではこの課税証明書は区役所では発行できませんので、市税事務所で発行してもらう必要があります。

**札幌市から 課税証明書の発行を求める際は、区役所ではなく、下記の市税事務所(5カ所)で手続きしてください。**

#### 【市税事務所一覧】

事業所名	担当地区	所在地
中央市税事務所	中央区	札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館 4階
北部市税事務所	北区・東区	札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 9階
東部市税事務所	白石区・厚別区	札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局本局庁舎 1階・2階
南部市税事務所	南区・豊平区・清田区	札幌市豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸 2階・3階・4階
西部市税事務所	西区・手稲区	札幌市西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3・1ビル 2階